

市民病院を紹介状なしで受診する場合など

10月から選定療養費が変わります

選定療養費とは、市民病院のような急性期病院とかかりつけ医との役割分担を図るための制度です。緊急で診療が必要な場合などは、選定療養費はかかりません。10月1日(土)から紹介状を持たずに市民病院を受診した場合の選定療養費を下記の通り変更します。木曾川市民病院では選定療養費はかかりません。

初診時の選定療養費

医科 5,500円 → 7,700円
歯科 3,300円 → 5,500円

他の医療機関からの紹介状なしで200床以上の病院での初診時にかかる費用です。

再診時の選定療養費

医科 2,750円 → 3,300円
歯科 1,650円 → 2,090円

市民病院から他の医療機関へ紹介を行ったにもかかわらず、再度市民病院を受診した場合にかかる費用です。

初診とは

市民病院を初めて受診する場合や、受診したことがあってもすでに治療が終了した方、自己都合により治療を中断した方が受診する場合です。

【問】市民病院医事課 ☎(71)1911

ID 1015583

高額な治療を受けるときは限度額適用認定証の申請を

ID 1035802

限度額適用認定証

1カ月の医療費が高額になった場合、保険証と一緒に医療機関に提示すると、自己負担限度額までの支払いで済みます。

また住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。

国民健康保険に加入している方

70歳以上で負担区分が「一般」または「現役並みⅢ」の方は、高齢受給者証で自己負担限度額までの支払いになるので、申請は不要です。

申し込み

保険証、マイナンバーカードなどマイナンバーを確認できる物、本人確認できる物を持参の上、本庁舎保険年金課、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課、出張所

※認定証の有効期限は毎年7月31日で、更新には申請が必要（国民健康保険税の滞納がある場合は発行できない場合あり）



【問】保険年金課 ☎(28)9011

後期高齢者医療保険に加入している方

負担区分が「一般」または「現役並み所得Ⅲ」の方は、保険証だけで自己負担限度額までの支払いになるので、申請は不要です。

申し込み

保険証を持参の上、本庁舎保険年金課、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

【問】保険年金課 ☎(28)8985

新しい国民健康保険証を送付 ID 1015582

現在お持ちの国民健康保険証は、8月31日(水)で有効期限が切れます。新しい保険証を簡易書留郵便で8月中に送付します。

※不在のときは不在連絡票が届きますので、記載してある期限までにお受け取りください。